

ニュースレター

厚生労働省の独立行政法人
評価委員会において、のぞみ
の園の平成二十年度の業務実
績の評価について審議が行わ
れ、その評価結果が本年八月
二十一日付で公表されまし
た。

平成二十年度は第II期中期
目標期間の初年度であり、目
標達成に向けて着実に実績を
積み上げねばならない重要な
年度という認識の下に業務全
般に全力で取り組みました。
その努力が実って、平成二十
年度の業務実績全体は「のぞ
みの園の設立目的に資するも
の」であり、「第

II期中期目標期間
の初年度として成
果を上げた」旨の
評価をいただきました。

以下、主要な項目ごとに、
評価結果の概要を紹介しま
す。

◆ ◆ ◆
第一に、「業務運営の効率
化に関する事項」については、
担当部署の新設や外部の専門
家の招聘などにより組織・実
施体制を整備する一方、職員
の増につながらないように効
率的な人員配置に努めるとと
もに、総額で一億円を超える
人件費の縮減を行うなど経費
削減にも積極的に取り組んだ
ことなどが評価されました。

平成20年度の業務実績の評価結果

理事長 遠藤 浩

ただし、重度知的障害者へ
の福祉サービスの提供という
業務の特性に鑑み、効率化の
取り組みがサービスの低下に
つながらないように、人事上
の工夫をしながら慎重に進め
ていくべきとの意見が付され
ました。

開始した「福祉の支援を必要と
する矯正施設等を退所した知
的障害者への支援事業」につ
いては、法人内にプロジェクト
チームを編成してスタッフ
の養成に取り組んだこと、昨
年十月から二名を受け入れ、
個々の生活等の状況に応じた
効果的な支援の方法を法務関
係機関等と連携協力して行っ
たこと、さらに、その成果を
セミナーの開催を通じて全国
に発信したことが高く評価さ
れ、S評価を受けました。

第二に、総合施設の業務に
ついてです。
まず、平成十五年十月の独
立行政法人への移行以来取り
組んできた入所利用者の地域
移行については、引き続き一
人ひとり丁寧に取り組んでい
ることはもとより、保護者・

家族等への説明、本人に対す
る地域生活体験事業の実施、
受け皿としてのケアホームの
開設などで、より効果的な方
法を企画して実施しているこ
とが評価され、五段階評価で
最も高いS評価を受けまし
た。

また、平成二十年度におけ
る地域移行者は二十四名、新
たに地域移行に同意した保護
者は二十九名を数え、これま
でで最多の実績をあげたこと
についてもS評価を受けまし
た。

次に、新たに取り組みを開

であるので、この事業の全国
的な拡大に向けて、国のモデ
ル施設として必要な役割を十
分に果たすようにとの要請が
明記されました。

いただきました。
第一点は、内部統制・ガバ
ナンスの強化に関して、独立
行政法人全体の横並びの仕組
みだけでなく、のぞみの園の
業務の特性を踏まえた独自の
視点も加えた仕組みを再構築
すべきとの意見です。

第二点は、のぞみの園診療
所について、高齢化・重度化
する施設利用者への医療提
供、また、地域医療への貢献
などの観点から、その果たす
べき役割・機能を明らかにす
るとともに、経営面での赤字
の要因を把握し、診療所の必
要性を国民にわかりやすく説
明できるようにすべきとの意
見です。

これらについては、今年度
の業務に取り組む中で然るべ
き回答を得たいと考えていま
す。

◆ ◆ ◆
第II期中期目標期間の初年
度は概ね順調なスタートを切
ることができましたが、今後
とも、重度知的障害者の自立
支援をめぐる様々な課題につ
いて、関係者との連携協力を
図りながら全力で取り組み、
その成果を全国に発信しま
います。

全国の関係者の皆様から引
き続きご理解ご協力、ご指導
ご鞭撻を賜りますようによろ
しくお願い申し上げます。

設等を退所した知的障害者の地域プログラムの開発に関する研究

地域支援部長 小野 隆一

一、研究主旨

平成二十年度までは「罪を犯した知的障害者等への地域生活支援」と称していましたが、平成二十一年度から厚労省は、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等への地域生活支援」という事業名に統一しています。

矯正施設（刑務所・少年院等）を退所した知的障害者等が福祉サービスにうまく繋がることができず、地域での自立が図れずに再犯に繋がる例も多く見られる実態が明らかになってきました。

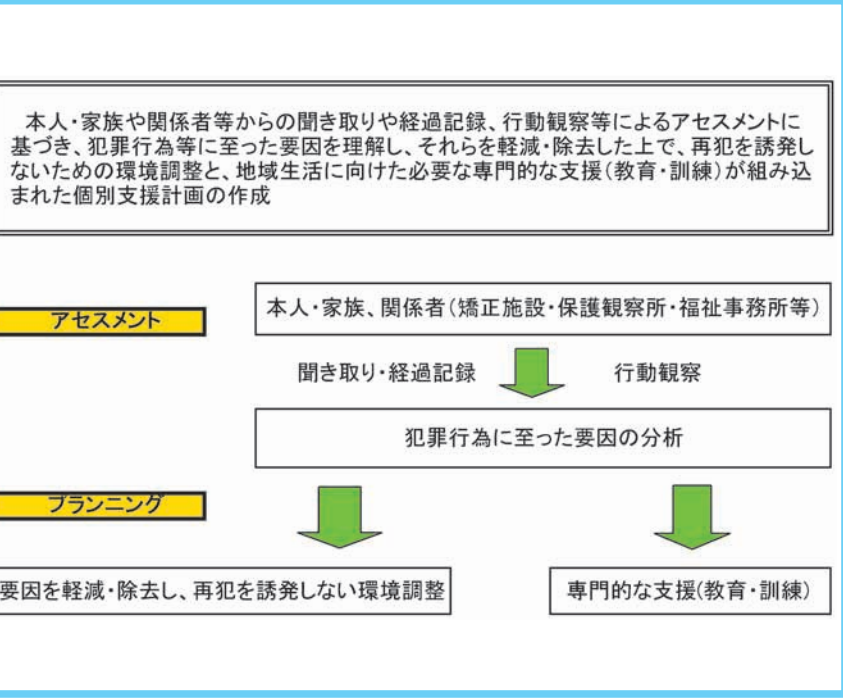
国は、厚労省と法務省が連携し、平成二十一年度から新たな事業をスタートさせました。法務省では、刑務所・少年院に社会福祉士を配置した他、保護観察所には担当職員、更生保護施設には五十七カ所に専門職員を配置し、福祉サービスの利用を円滑に進めようとしています。厚労省も全国の都道府県に一カ所ずつ「地域生活支援定着支援センター」を設置し、矯正施設

において福祉サービスが必要と判断された者について、退所後直ちに福祉サービスに繋げる事業をはじめました。

受け皿となる福祉サービスの提供者、具体的には、とりあえずの住まいの確保、社会的リハビリテーションの場として福祉施設やグループホーム・ケアホームの利用が必要となります。しかし、矯正施設を退所した障害者への支援の不安から受け入れ自体がなかなか進まないのが現状です。

当法人では、昨年度からの新規事業として刑務所等の矯正施設から直接、有期限で受け入れ、さらに地域生活への移行を目指しています。昨年度から四人を受け入れ、就労移行支援事業を行い、一人の方は就労に結びつき、地域での生活を始めています。

さらに、平成二十一年度障害者保健福祉推進事業の研究に採択され、施設での支援プログラムや地域での生活支援プログラムの開発を目指し、多くの福祉施設・地域支援センターが支援の輪に参加でき



二、研究方法

るよう、全国への情報発信を進めることになりました。

当法人内に研究事務局を設け、全国各地で先駆的に取り組んでいる障害福祉施設・

救護施設・更生保護施設・地域生活支援センター・障害者就業・生活支援センター・行政の関係者に研究検討委員を依頼し、法務・厚生労働両省

の関係者にアドバイザーを依頼して約三十名で七月に発足しました。おむね月一回程度委員会を開催し、事例の中から支援のポイントを見出し ていきます。

支援プログラムの内容としては、犯罪の再犯防止のための矯正プログラムの開発ということではなく、「本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセス

福祉の支援を必要とする矯正施設生活移行のための効果的な支援

メントに基づき、犯罪に至った要因を理解し、これらの軽減・除去、または再犯を誘発しない環境調整と地域生活に向けた必要な専門的支援（教育・訓練）が組み込まれた個別支援計画づくり」にあると考えています。

さらに、施設はあくまで特別な環境の生活であることから、地域生活への移行支援・移行後の支援プログラムの開発も検討しています。

地域生活への支援プログラムについては、当法人の他にも滋賀県社会福祉事業団・飛山里福祉会（栃木県）での共

同研究を行っています。研究成果は報告書として、来年三月までにまとめられ公表します。

三、セミナーの開催

さらに、研究結果を踏まえ事業の普及・啓発のため、全国セミナーを群馬県高崎市で開催予定です。（平成二十二年二月二十五～二十六日）

四、職員研修の充実

軽度の知的障害者及び発達障害者への生活支援方法、矯正施設での知的障害者への処遇状況、更生保護の事業内容

当法人主催研修会（全職員対象）

平成21年7月15日

第三回職員研修会
九十名参加

福祉施設における支援の実例

知的障害者更生施設「かりいほ」

施設長 石川 恒

多くの事例を示しながら、利用者のとらえ方として、「犯罪者」ではなく、障害が理解されず、必要な支援を受けられずに追い込まれた人という視点で捉え、生育歴・犯罪に

を調査するなど職員研修を昨年度に引き続き実施しています。

○更生保護施設視察

平成二十一年八月二十九日
東京実華道場ステップ押上

○矯正施設視察

平成二十一年九月三十日
府中刑務所

○他団体主催研修

平成二十一年七月十五日
地域生活定着支援センター

都道府県担当者連絡会議

平成二十一年七月十七日

関東地区知的障害福祉関係

職員研究大会（東京大会）

第七分科会

関係性を大事にしなければこの人達への支援はあり得ないと述べています。

更生保護における障害者支援の現状と課題

関東地方更生保護委員会
首席審査官 古田 康輔

課題としては、

①本人および親族などの福祉制度に関する理解不足があり、保護の対象とすべき障害者が認知されずに放置されていること。また保護者には障害者と認定されることに抵抗があること、さ

らには本人自体の福祉への無理解から生じる拒否があること。

②帰住地の設定を前提とする

制度上の課題としては、帰住地がなければ仮釈放の機会すら得られないことだけでなく、帰住地を設定することによって初めて帰住地を所管する保護観察所が生活環境の調整を開始されること。

③生活保護の実施者、援護の実施者の調整については、

どこの市町村に実施責任があるのか決まらないことが多いこと。

④犯罪・非行その他の罪名が

与える影響として、地域住民からの排斥と受け入れ施設のイメージ低下があること。

⑤更生保護関係者と福祉関係

者の相互理解不足としては、個人情報に対する理念や感覚の違いがあり、処遇における役割分担で相手側制度に関する理解不足による無理な期待やそこから生じる不信感が上げられました。今後、対象者やその問題の共有、自らの枠組みを互いに一歩踏み出すことの必要性を述べていました。

行動援護事業のこれから

本年度の行動援護事業についてお伝えします。本年度も厚生労働省より障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）による助成を受け、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究」の表題で、養成研修と研究事業の二本立ての事業を進めてまいります。

「行動援護従業者養成研修プログラム事業」としては、検討委員会を設置し、「一、行動援護の従業者養成研修プ

ログラムの開発」及び「二、行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究」を実施します。

一、行動援護の従業者養成研修プログラムの開発

○『行動援護の従業者養成研修プログラムの開発』については、二本柱で事業を進めてまいります。

ア 都道府県従業者養成研修の講師・インストラクターのパワーアップを図るための研修を実施する。

「行動援護従業者養成研修―都道府県インストラクターパワーアップ編―」について

は、当法人では、平成十八年度より厚生労働省との協議の下に、行動援護従業者養成研修中央セミナー（以下「中央セミナー」）を実施してきました。平成二十年度は、各地において「従業者の養成」が図れるようインストラクターの確保・養成を行うため全国五カ所で行ったため、インストラクターは、なるべ

く地域の方に参画していただき、補いきれないところを行動援護従業者養成研修全国普及推進プロジェクトチームで対応し実施しました。その結果、ねらい通りにそれぞれの地域の人材を開拓できた部分もありましたが、全体的な課題としては、講師、インストラクターを担った者の力量が均一ではなかったり、講義や実習の意図を十分に理解できないまま研修が進み、グループワークの際にグループごとの調整ができないまま理解の差が露呈してしまったりするなど、従業者の養成を地方毎の対応だけでは十分にこなしきれないのではないかと不安を残しました。このよう

な状況下により、講師やインストラクターの発掘と養成は急務な課題となっておりです。そこで、平成二十一年度は、まずは中央セミナーと同質の行動援護従業者養成研修を実施していただくためのインストラクター養成研修を九月三十日、十月一日の二日間に行ったり、東京の有明で開催しました。受講対象者は、平成十八～二十年度に当法人の主催により実施した中央セミナーの修了者、かつ、都道府県研修の講師ないしインストラクター候補者と致し、全国から、百一名の方にご参加いただきました。講義内容は、インストラクター用のマニュアルを作成し、講義の一コマずつにおいて、研修プログラムのポイントを解説していきましては各都道府県に配布しております。また希望の方には頒布致します。（問い合わせ

先・全国各地域生活支援ネットワーク事務局 担当 水流・TEL・099-822-8705・E-mail:shien-net@crestocne.jp）
参加された皆様から、各地の都道府県レベルを把握するための情報交換会も行いました。参加者からは「障害者自立支援法が廃案になる際に、行動援護がどのように位置付けていくのかについて見通しを知りたい」という時節柄の質問が多くありました。厚生労働省高原専門官からは、「現状では具体的な見通しについてはお伝えすることは何もありません」との返答がありました。まとめとしては、「制度がどのように変わろうと、行動援護に焦点を当てたことでサービスを利用できる状況になった方々の支援を必要としている状況は、何も変わらないのだから、障害特性の理解に基づいた支援技術を磨いていくこの研修は大切に育んでいこう」といった方向になりました。
また、本年度も地方に出向いて開催する出前方式の中央セミナー研修を当法人の事業として次の三カ所で行う予定です。

【京都】

日程…平成二十一年十二月十日
四～十六日
場所…京都テルサ

【福岡】

日程…平成二十二年一月十八
～二十日
場所…エルガーラホール

【宮城】

日程…平成二十二年三月二
～四日
場所…仙台市青年文化センター
当法人ホームページをご参
照下さい。

イ 現行の一体的な初任者・

二、行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究

○ 『行動援護の普及・効果的な実施に関する調査研究』
については、次の段取りで
研究を進めていきます。

ア 行動援護普及に関するヒ
アリング調査

・ 行動援護が積極的に活用
されている市町村の行
政、相談支援事業所、行
動援護事業所担当者に対
するヒアリングを通じて、
行動援護が活用されて
いる要因を抽出し、行
動援護普及に向けて関係

現任者向け研修プログラ
ムを初任・現任、それぞれ
別立てで実施できるよう
に作成する。

その内容については、現
在、検討中です。まだ数は多
くありませんが、先駆けて県
レベルでの研修を行っている
と言う情報をつかんでおりま
す。事業所レベルの研修実施
の情報なども手に入れて、内
容をつめてまいりたいと思っ
ます。良い情報をお持ちの方、
ご提供いただけますようお願い
いたします。

機関が果たすべき役割を
整理し、後発市町村が今
後行動援護の普及に向け
て取組みを行う際の参考
情報として提示する。
イ 利用者意識アンケート調
査

・ 行動援護が普及している
市町村とそうでない市町
村別に、利用者（保護
者）の行動援護に対する
イメージや利用意向を分
析し、今後行動援護を普
及させる際に鍵を握る保

護者等に向けてどのよう
な情報発信を行えばよい
か、明らかにする。

また障害程度区分認定
データ分析に基づき行動
援護が積極的に活用され
ている市町村から障害程
度区分認定データを提供
頂き、現在、行動援護の
利用要件となっている行
動障害やコミュニケーション
及びびてんかんに関する
十二項目に限定せず、
障害程度区分認定調査
百六項目を活用して行動
援護の利用要件を規定で
きる可能性はあるか、探
索的に分析する予定で
す。

一、行動援護先進地域にお ける自治体の取り組み状況調 査(仮)

（調査対象）

・ 千葉県、長野県、兵庫県、
奈良県、愛媛県、大分県、
愛知県（候補）を調査先
として選定し、市区町村
担当者、相談支援事業者、
行動援護事業者、行動援
護を利用する可能性のあ
る障害当事者・保護者の
皆様など。

（主要調査事項及び内容）

・ 圏域の基本情報・人口、

面積、地域特性、障害者
数、障害福祉サービスの
整備状況等

・ 行動援護の利用状況・利
用者数・時間数の推移、
事業所数の推移、対象者
把握・支給決定等の具体
的な手順、移動支援・日
中一時支援との併給状況
・ 行動援護の利用促進のた
めに工夫していること
・ 行政の立場から、相談支
援の立場から、事業所の
立場から、利用者への啓
発、その他の連携先・内
容等

・ 具体的な事例紹介・行動
援護の利用により効果が
あった事例、行動援護の
利用が望まれるが要件を
満たさず利用できていな
い事例

二、先進地域と後発地域の消 費者意識の差異に関する調 査(仮)

（調査対象）一、と同様
（主要調査事項及び内容）

・ 基本属性・行動援護を利
用する可能性のある者
（以下、本人とする）の
年齢・障害の状況・サー
ビス利用状況、保護者の

年齢・本人との続柄・行
動援護・移動支援・日中
一時支援の認知度、イメ
ージ、利用意向

・（行動援護等を利用して
いる場合）利用状況、利用
している理由、満足度、行
動援護を利用してよかつ
たこと・困っていること
・ 今度の行動援護のあり方
についての意見・要望
等について調査します。

この事により、
一、都道府県が実施する行動
援護従業者養成研修プログ
ラムに寄与します。

二、行動援護事業が普及しな
い実態を詳らかにし、支援
のあり方の見直しの契機と
後発地域の事業展開に寄与
します。

三、行動援護が必要な人を把
握するスコアを開発するこ
とで、現在定められている
基準の妥当性を検討し、必
要であれば見直しを行う事
項について提言します。

最後に、行動援護を普及さ
せるためのパンフレットを当
法人で作成しました。都道府
県の障害福祉課や発達障害支
援センターを通して配布して
まいります。

（参事 田中 正博）

理解と支援 I

今回より、発達障害の理解と支援について、最新の動向を交えながら概説します。

第一回は「発達障害の定義・診断」についてです。

発達障害とは

図1で示すように、発達のおおの領域で遅れが生じると、それぞれの発達障害診断がつくこととなります。しかし、発達の領域は相互に関係していますので、認知の遅れがあれば学習の遅れが生じてくるようになるわけです。

ただし、認知の遅れがなくとも、社会性の遅れがあるということもあり、発達領域にはある程度独立した要素もあります。このように、様々な組み合わせの形が起きるために、発達障害はその個別性が重要視されることになるのです。

以下に、社会性の発達に焦点をあてて、広汎性発達障害について概説します。

広汎性発達障害

広汎性発達障害の中心は自閉症です。自閉症は生来性

の障害であり、特に社会性のハンディキャップを有する発達障害です。

現行の診断基準では、次の三つの特性によって規定されています。

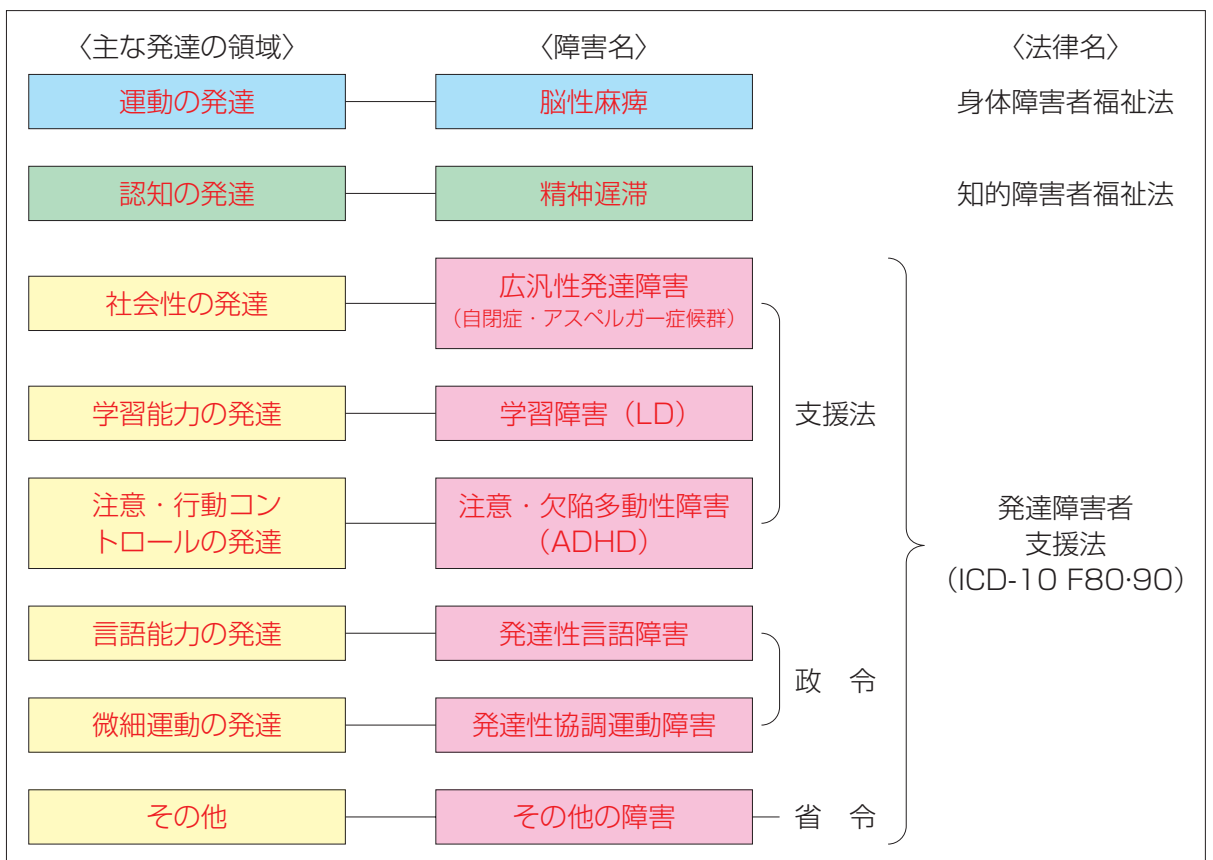
(一)社会相互性の障害

(二)コミュニケーションの障害

(三)想像性の障害とそれに基づく行動の障害

これらを最初の提唱者であるローナウイングの名をとって「ウィングの三つ組」と呼んでいます。この三つ組がそろってお

図1



あるローナウイングの名をとって「ウィングの三つ組」と呼んでいます。この三つ組がそろってお

断を付けることとなります。また、これらの三つ組を有しているが知能発達の遅れがなく

い場合は「高機能自閉症」、同じく知能発達の遅れがなく、さらに言語発達の遅れもなく三つ組の特性が非典型的

発達障害の

である場合は「アスペルガー障害」と現在では定義されています。

それ以外に知覚過敏性の問題、多動・不注意の問題、協調運動の問題などを併せ持つ場合が多く、広い発達領域にわたってハンディを生じているのです。

今号では、社会相互性の障害について説明します。

(一)社会相互性の障害

社会相互性とは、人との関わり方とも言えます。ただ単に人と関わらない、殻に閉じこもるということだけでは相互性の問題とは言えません。たとえば、全く面識のない人に対して自分の好きなことを話し始め、相手がびっくりしたり腹を立てたりしていてもそれがピンとこない、といった状況は人との関わり方の「質」に問題があると言えるでしょう。

①人への関わり方が一方的である

人とのやりとりは相手の出方、言動によってその態度変わるものであり、それによって自分の考えや行動も変わっていく、これが「相互性」です。先に示したように、しゃべりたいと思ったときに自分が

しゃべることだけをしゃべって後はどこかへ行ってしまう。一緒に遊んでいるようであるが相手はままごとの道具・人形のようにしかかない。などのように、自閉症の人はこの「相互的なやりとり」が苦手です。

②場にふさわしい行動がとれない

お葬式では、皆がそろって神妙な顔つきをしています。その状況や雰囲気を感じ取り自分も静かに座っている、ということをするものです。自閉症スペクトラムの人は「場の雰囲気をつかむ」ことが苦手です。お葬式で一人笑っていたり話を高らかにしていたり、などの行動をとることがあります。また自分が周囲からどう思われているかということに気づく力も弱いいため、周囲の指摘を理解できないこともあります。

③社会常識が身に付いていない

「人の私物を勝手に使ってはいけない」ということは、一般的には自然と身につけ皆で共有する社会ルールです。自閉症の人たちは「暗黙の了解」が理解しにくいいため、欲しいと思ったら人のものでも

とってしまおう、ということが起こります。よって、我々が常識としてしている行動を具体的に教えていく必要があるのです。

④感情認識ができず、概念化が難しい

自閉症の人は、大変な状況にもかかわらずニヤニヤ笑っていたりすることがあります。また抽象的な事象を把握するのが難しいようです。例えば「あく仕事がたまつて参ったなあ」の「参った」という意味を理解するのに時間がかかるでしょう。また、他人との感情を共有することも難しく、相手が疲れた様子であるにもかかわらず、楽しみに笑い続ける場合などもあります。共感性の乏しさは自閉症の中核をなす部分です。以下の(二)コミュニケーションの質的障害、(三)想像性の障害については、次号で詳しく解説する予定です。

(二)コミュニケーションの質的障害

- ① 独語、オウム返し
- ② 立場によって言葉を使い分けられない…敬語の使い方が誤っている、など
- ③ ペダントリー…年齢にそぐわない難しい言い回し

④ パターンのな表現、細部にこだわった話しぶり

- ⑤ 理解している言葉の偏り
- ⑥ 音節・音韻への過度の注意
- ⑦ 行間を読み取ることの困難、慣用表現や比喩がわからない
- ⑧ 話し言葉以外でのコミュニケーション (アイコンタクト、ジェスチャー) の使用の困難さ

(三)想像性の障害とそれに基づく行動の障害

- ① 考えや気持ちの修正が困難
 - ② 見通しのもてなさとそれに基づく不安
 - ③ 新規場面などに抵抗を示す
 - ④ 物事の因果関係を予測しにくい
 - ⑤ 応用が利かず、行動がこだわりとなって現れる
 - ⑥ ルールや規則に過度に忠実
 - ⑦ 収集、記憶する遊びに固執
- (参考図書)
『発達障害の子どもたち』
杉山登志郎著

(講談社現代新書)

『高機能自閉症・アスペルガー症候群 「その子らしさ」を生かす子育て』
吉田 友子著(中央法規)

(診療所長 有賀 道生)

開催します

行動援護従業者養成研修中央セミナー

主催：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

京都府研修

平成21年12月14日(月)～16日(水)

会場：京都テルサ 第1会議室(3F)

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地

TEL：075-692-3400

FAX：075-692-3402

●セミナー費：無料

※宿泊は、各自でご手配をお願いします。

福岡県研修

平成22年1月18日(月)～20日(水)

会場：エルガーラホール 中ホール(7F)

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2

TEL：092-711-5017

FAX：092-716-5045

●セミナー費：無料

※宿泊は、各自でご手配をお願いします。

宮城県研修

平成22年3月2日(火)～4日(木)

会場：仙台市青年文化センター 交流ホール

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5

TEL：022-276-2110

FAX：022-276-2108

●セミナー費：無料

※宿泊は、各自でご手配をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ先

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 【岡田・村岡】

TEL 027-320-1445

FAX 027-320-1391

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp



R70

本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。